

# 令和8(2026)年度とちぎ材の家づくり支援事業 募集の概要について

第2期

## 1 事業概要

県産出材を一定量(新築:材積による5区分、増・改築:材積による3区分)以上使用した住宅の建設に対する補助

## 2 補助要件及び補助額

	新築	増築・改築
補助事業者	建築主	
対象建築物	戸建て新築住宅 (延面積30m <sup>2</sup> 以上)	戸建て住宅の増築・改築
主な補助要件	使用木材のすべてに合法木材を使用すること	
	令和9(2027)年3月5日までに対象事業(木工事)が完了すること(構造材のみの申請も可)	
	使用木材の55%以上、構造材の60%以上かつ梁・桁材の30%以上に県産出材を使用すること	

新築		増築・改築	
県産出材使用量	補助金額	県産出材使用量	補助金額
40m <sup>3</sup> 以上	60 万円	15m <sup>3</sup> 以上	22.5万円
30m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> 未満	52.5万円	10m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	15 万円
20m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満	37.5万円	5m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 未満	7.5万円
10m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満	22.5万円		
6m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 未満	15 万円		

### 【県産JAS材使用加算(新築・増改築共通)】

県産JAS材を1m<sup>3</sup>以上使用で1万円/m<sup>3</sup>を加算  
(上限10万円)

### 【伝統工芸品等上乘せ(新築のみ)】

以下のいずれかを内装材等に使用で10万円上乘せ

- ・県産石材 5m<sup>2</sup>以上
- ・県産漆喰 40m<sup>2</sup>以上
- ・伝統工芸品(鹿沼組子・日光彫)1m<sup>2</sup>以上

### 【木材に関する留意事項】

- ◆構造材とは  
土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、筋交(違)、間柱
- ◆合法木材とは  
違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは  
県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

## 3 募集期間

第2期	募集期間	6/8(月)~7/24(金)(必着)
	募集戸数	新築:90戸程度 (伝統工芸品等上乘せ:10戸程度) 増改築:3戸程度

# 令和8(2026)年度とちぎ材の家づくり支援事業第2期募集 事業の流れ

6/8(月)  
~7/24(金)

8/10(月)  
予定

3/5(金)まで  
(厳守)

確定通知受理後  
10日以内

受理後  
30日以内

